

保育園等入園案内

A. 保育の必要性の認定基準及び優先利用事項

保育園及び認定こども園の保育を利用できるのは、下記の保育の必要性の認定基準に該当する場合です。

< 保 育 の 必 要 性 の 認 定 基 準 >

保育の必要性があると認定される児童は、保護者が次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 1 か月に 60 時間以上の労働を常態としている。
- (2) 妊娠中または出産後間もない（概ね産前産後 8 週間程度）。
- (3) 疾病にかかり、もしくは負傷し、または心身に障害を有している。
- (4) 長期にわたり疾病の状態にある、または心身に障害を有する同居の親族等を常時介護している。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
- (6) 求職活動を頻繁に行う。※原則、3 か月の保育実施期間とします。
- (7) 就学している。
- (8) 虐待、DV のおそれがある。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
- (10) その他、市が認める場合。

< 保 育 園 の 優 先 利 用 事 項 >

下記に該当する世帯の場合、保育園を優先的に利用できる場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業のため就労の必要性が高い
- ④虐待やDVのおそれがある
- ⑤子どもが障害を有する

B. 男鹿市内教育・保育施設一覧

園 名	住 所	開園時間
船 川 こ ど も 園	船川港船川字外ヶ沢 123-1	7 : 30 ~ 19 : 00
船 越 こ ど も 園	船越字内子 218-6	7 : 30 ~ 19 : 00
脇 本 保 育 園	脇本脇本字前野 7	7 : 30 ~ 19 : 00
北 浦 保 育 園	北浦北浦字鍛冶屋長根 52-2	7 : 30 ~ 19 : 00
わ か み ベ ビ ー 園	鵜木字白榎 1	7 : 30 ~ 19 : 00
い づ み 幼 稚 園 事 業 所 内 保 育	脇本脇本字中野 26-9	7 : 45 ~ 18 : 00

※いづみ幼稚園事業所内保育への入園については、いづみ幼稚園(☎25-2585)またはこども未来課保育未来班にお問合せ下さい。

※各保育園にはそれぞれ定員がありますので、面接並びに提出された申込書等により審査し、第1～3希望の保育園への利用調整をします。

※利用調整の結果は令和8年1月上旬頃を予定しています。

保育園等入園案内

C. 申込書類について

保育園へ入園申込みをされる方は、次の書類を準備し各園の面接日に提出してください。
同一世帯から複数入園される場合は、①とすこやか子育て支援事業助成申請書以外は一部で結構です。

①教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書	別紙の記入上の注意をご参照のうえ、必要事項をもれなく記入してください。
②家庭の調査票	別紙の記入例をご参照のうえ、該当項目についてもれなく記入してください。
③保育の必要性を証明する書類 (就労証明書 等)	◇就労を入園理由とする方は、就労証明書は、勤務先より証明を得てご提出ください (児童の保護者分のみ)。 ※証明日より3ヶ月以内のものが有効です。 ◇産前産後を入園理由とする方は、母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)をご提出ください。 ◇疾病、介護を入園理由とする方は、診断書を添付してください。 ◇就学を入園理由とする方は、時間割と在学証明書等の写しをご提出ください。
④各種手帳、証書	児童本人または児童の世帯に在宅障害児(者)がいる場合は、確認ができる下記の写しを添付してください。 ・身体障害者手帳(療育手帳) ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害基礎年金証書 ・特別児童扶養手当を受給していることがわかる書類 等
⑤市町村民税(非)課税証明書	扶養義務者分※1。令和7年1月1日現在、男鹿市に住所登録されていた方は必要ありません。その他の方は、令和7年1月1日に住所登録をしていた市区町村から、令和7年度分の証明書を取り寄せてください。 ※すでに提出済みの方、利用申込書の個人番号(マイナンバー)記載欄に個人番号を記載した場合は不要です。

※4月～8月分の保育料または副食費については、扶養義務者の令和7年度分市区町村民税の課税額に基づき決定されます。未申告の場合は、必ず申告してください。

※1「扶養義務者分」は、父・母の分を提出してください。

ただし、祖父母と同居している世帯が下記に該当する場合は祖父母の分も提出してください。

- ・祖父母が、入園希望児童を健康保険等において扶養家族としている場合
- ・祖父母が、その世帯において最多収入、最多納税者である場合

【すこやか子育て支援事業助成申請書について】

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、県と共同で実施している保育料等の助成制度です。男鹿市では独自で助成範囲を拡大し、所得制限なしで保育料及び副食費の全額助成を行っています(完全無償化)。

助成を受けるためには、申請書の提出が必要となりますので、入園申込書と併せて提出してください。

また、申請する児童が世帯の第2子以降である場合は『戸籍謄本』の添付が必要です。

※助成額を把握する必要があるため、上記に該当する方は必ず提出をお願いします。

★各種申請書類は、男鹿市ホームページからもダウンロードできます。
(右記QRコードから詳細ページへ)



問い合わせ先...男鹿市教育委員会 こども未来課 保育未来班 ☎0185-27-8074